

# 県央史談会報告資料 2024年1月21日 岩崎 稔作成

## 今回の報告の骨子(資料目次)

### 〔前段での話～自由民権運動と湘南社～〕

- 1 近現代史の転換点・自由民権運動〔近現代史において自由民権運動がもつ歴史的意味〕
- 2 相州の民権結社「湘南社」とその社員探索

### 〔本題での話～「湘南社」探索〕

- 3 海外へと赴いた「湘南社」人物発掘

### 〔前段での話～自由民権運動と湘南社～資料と解説〕

- 資料① 神奈川県内の民権結社〔図表〕  
資料② 憲法における国民の権利比較  
資料③ 湘南社講学会規約

- 解説① 近現代史を読み解く鍵とは  
解説② 憲法視点からみた近現代史  
解説③ 近代の出発点としての自由民権運動  
解説④ 自由民権運動の解体は何をもたらしたか  
解説⑤ 自由民権運動の復権は、いかになされたか？

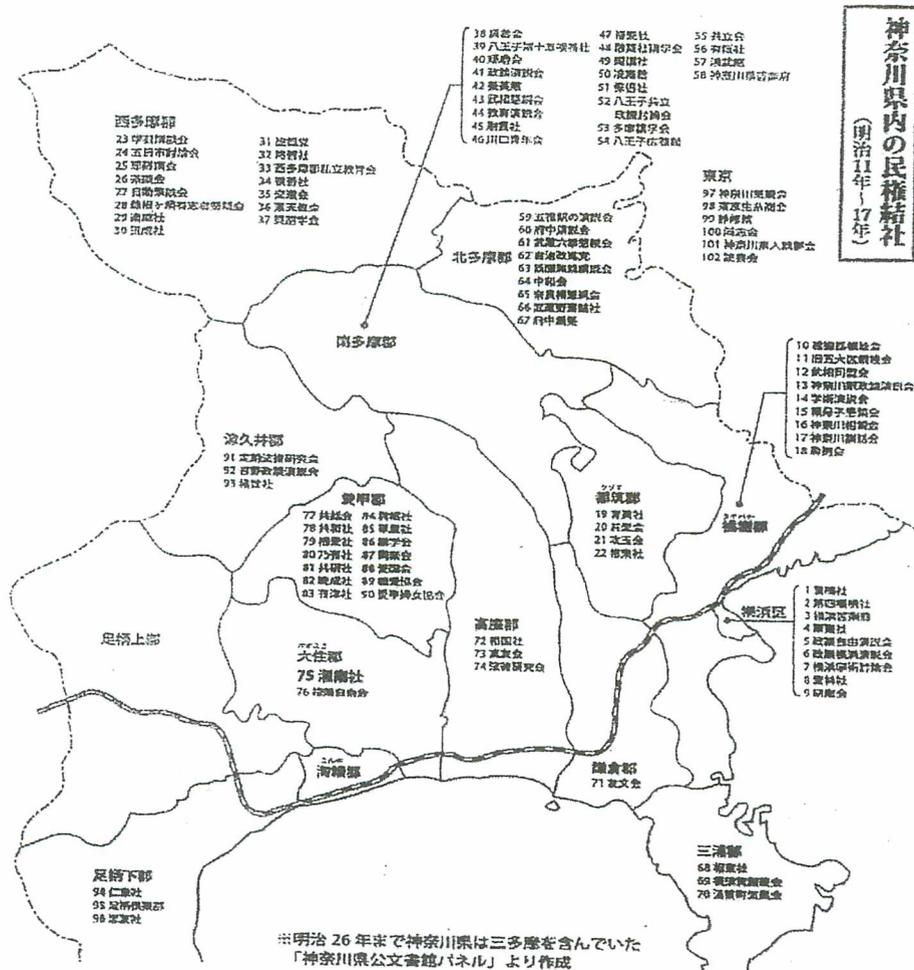
### 〔本題での話～「湘南社」探索～「海外へと事を馳せた明治民権期の青年たちの群像」～資料と解説〕

- 資料① 「湘南社」渡航者相関図  
資料② 探索の出発点 鈴木房五郎墓碑  
資料③ 石坂公歴のアメリカ便り  
資料④ 近藤賤男  
資料⑤ 後藤濶墓碑  
資料⑥ 猪俣弥八探索  
資料⑦ 猪俣弥八相関関係図  
資料⑧ 文献紹介〔福音会沿革史と在米日本人史〕  
資料⑨ 廣田善朗〔関係年表〕  
資料⑩ 邦字新聞「新日本」と「上奏書6人衆」  
資料⑪ 小澤正太郎と南方熊楠  
資料⑫ 堀江弥八  
資料⑬ 長峰浅吉

〔前段での話～自由民権運動と湘南社～資料と解説〕

資料① 神奈川県内の民権結社(因表)

資料①



<p>□明治中頃の民権結社数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国 (2,116 社) *アメリカ (12 社)</li> <li>○数の多い都府県 (現在の自治体)</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県 (234 社)</li> <li>・東京都 (150 社)</li> <li>・神奈川県 (142 社)</li> <li>・茨城県 (120 社)</li> <li>・静岡県 (85 社)</li> </ul> </ul>	<p>□民権結社の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習 (教育・自習)</li> <li>○相互扶助 (法律相談・保険共済等)</li> <li>○勸業・勸農 (興業殖産・賃租軽減等)</li> <li>○政治活動 (国会開設請願・憲法草案起草等)</li> <li>○愉楽・享受 (自己表現・民衆芸能・祭り等)</li> <li>○交流懇親 (政治的懇親・風流親睦など)</li> </ul>
---	--

\*参考資料: 新井勝紘「自由民権と近代社会」 \*参考資料: 色川大吉「自由民権」

〔解説〕

前段での話の前提としての結論と内容点とは・?

⇒「なぜ?、いま、自由民権なのか?」という問題への問いを、以下に説明

資料② 憲法における国民の権利比較

時代区分	72	71	70	64	45	74	61	46	59	73	67	85
<p>①30条に及ぶ人権規定⇒天賦人権論</p> <p>②これらの権利を担保するための抵抗権、革命権を設定。</p> <p>③国家からの自由、国家による言論抑圧や個人への干渉を排除。</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>	<p>日本人民ハ凡ソ無道ニ抵抗スルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p> <p>政府官吏ニ違背スルトキハ日本人民ハ之ニ従ハサルコトヲ得</p>
<p>(1)憲法構想の時代</p>	<p>【制限された人権規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆天皇大権ノ施行ヲ妨グ</li> <li>◆安寧秩序ヲ妨グ</li> <li>◆法律ノ範囲内ニ於テ</li> </ul>											
<p>(2)国家主権の時代</p>	<p>国民にとって大切なもの、規定なし</p> <p>【人権が奪われていたこと】(復権規定)</p>											
<p>(3)国民主権の時代</p>	<p>①国家(天皇)主権から国民主権への転換が実現した。</p> <p>②人権規定が復権された。</p> <p>③「自由民権」規定の復権。</p>											
<p>人権思想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国法の介入できない自律の領域</li> <li>• 代替できない個人の存在の承認</li> </ul>	<p>個人の尊厳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 内心の自由</li> <li>• 身体の自由</li> </ul> <p>①自由及び権利の保障責任</p> <p>②拷問及び残虐刑罰の禁止</p> <p>③外国移住、国籍離脱の自由</p> <p>④法定手続きの保障</p> <p>⑤居住侵入、捜査押収に対する保障</p> <p>⑥拘留の保障、拘留理由の開示</p> <p>⑦刑事被告人の諸権利</p>											

「日本国憲法の心臓部とは」  
 ・「近・現代史の総括」  
 ・大日本帝国憲法時代「近・現代史は戦争の時代」「さきの戦争」に対する反省（前文）  
 ・平和的生存権と「戦争放棄」の規定  
 ・大日本帝国憲法下で「奪われてきた人権規定の復権」という意味  
 ・「自由民権規定」の復権という意味

- 3つの時代
- ① 憲法構想の時代  
1868(明治元)～1889(明治22)
  - ② 国家主権の時代  
1889(明治22)～1946(昭和21)
  - ③ 国民主権の時代  
1946(昭和21)～現在]

「比較表からわかること」  
 ① 国民主権時代の到来  
 ② 基本的人権の尊重・主権在民・平和主義  
 ③ 基本にある原理 ②個の尊厳  
 ④ 国家主権から国民主権への転換が実現

憲法における国民の権利比較 項目別に分類

60	58	57	56	55	54	53	52	5	49	50	42
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕  <b>東洋大日本国々憲案</b>                  (国民及日本人ノ自由権利)より</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕  <b>大日本帝国憲法</b>                  (臣民權利義務)より</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕  <b>日本国憲法</b>                  (国民の権利及び義務)より</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人ノ國家ハ日本各人ノ自由權利ヲ保護スルヲ                  則チ作リテ之ヲ行フヲ得ス</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  本第一條臣民權利義務ニ                  關ケタル事項ハ戰時又ハ國家事                  業ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行                  ヲ妨ケルコトナシ</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。                  この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことので                  きない永久の権利として、現在及び将来の國民に与                  える。</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人民ハ憲法ノ自由ヲ有ス</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  (該当する条文なし)</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人民ハ如何ナル宗教ヲ信スルモ自由ナリ</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及                  臣民タルノ義務ニ背カレレバ                  於テ罰金ノ自由ヲ有ス</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  信教の自由</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人民ハ何等ノ教授ヲナシ何等ノ学ヲナスモ自由                  トス</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  (該当する条文なし)</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  学問の自由は、これを保障する。</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人民ハ言論ヲ述フルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ議論ヲ廣フルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ言論ヲ筆記シ履行シテ之ヲ世ニ公ケニス                  ルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ自由ニ集會スルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ自由ニ結社スルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ秘密ノ發布ヲ禁レサルヘシ</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ                  言論著作印行集會及結社ノ自由                  ヲ有ス                  日本臣民ハ法律ニ定メタル場合                  ヲ除ク外圖書ノ發布ヲ禁サル、                  コトナシ</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由                  は、これを保障する。検閲は、これを侵してはなら                  ない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p>											
<p>〔明治十四年立憲社草案(樺木枝雄起草)〕                  日本人民ハ自由ニ歩行スルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ住居ヲ移サレサルノ自由ヲ有ス                  日本人民ハ如何クニ住居スルモ自由トス又ク如何クニ旅                  行スルモ自由トス                  日本人民ハ如何ナル職業ヲ當ムモ自由トス</p>											
<p>〔明治二十二年發布〕                  日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ                  居住及移居ノ自由ヲ有ス                  日本臣民ハ法律ニ定メタル場合                  ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所                  ニ侵入セザラシ及搜索セザルコ                  トナシ</p>											
<p>〔昭和二十一年公布〕                  何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び                  職業選択の自由を有する。</p>											

- ① 法の下ノ平等
- ② 國民の基本的人權の享有・基本人權の永久不可侵性
- ③ 思想及び良心の自由(内心の自由)
- ④ 信教の自由
- ⑤ 学問の自由
- ⑥ 集会・結社・表現の自由、通信の秘密
- ⑦ 居住、移転、職業選択の自由

資料③ 湘南社講学会の人たち



〈大住郡〉

- 【上粕屋村】山口左七郎 山口書輔
- 澤田 翾 小林 栄
- 【中原上宿】磯部鉄太郎 鶴川九兵衛
- 【下粕屋村】平賀喜代松 河村清吉
- 清水義雅 溝呂木甲子太郎
- 【高森村】高田愛治 斎藤安治
- 【串橋村】斎藤竹治 斎藤兼治
- 小林安五郎
- 【三ノ宮村】保国 恒 石井覚太郎
- 【伊勢原】山田伊兵衛 辰野明直
- 加藤宗兵衛 須藤藤右衛門
- 江口武寿
- 【南金目村】宮田寅治 猪俣道之輔
- 【大山村】下山真澄
- 【東田原邑】小林正昌
- 【子易村】豊島義忠 飯田庄司
- 【石田村】石井席之助 石井格仙
- 【上谷村】山口昌龍
- 【日向村】三浦知二 守屋豊蔵

【小峰村】 福井直吉

【馬入村】 杉山泰助

【下谷村】 亀井左一郎

【沼目村】 石井栄吉

【南矢名村】 前田久治

【北矢名村】 今井国二郎

【西富岡村】 堀江喜三郎 竹尾俊孝

大庭平蔵

【善波村】 飯塚新太郎

【矢名村】 小早川斧三郎

【廣川村】 池田鍼太郎

【平塚駅】 志村棟作

【纏 村】 小澤栄太郎

【片岡村】 大澤市左衛門

【戸田村】 清田猪之助

【宮下村】 長岡和吉

〈淘綾郡〉

【中里村】 水島保太郎 高橋新太郎

【寺坂村】 山田斧太郎 鈴木房五郎

【一宮村】 伊達 時 寺田山太郎

松木米太郎

【大磯駅】 中川良知 朝倉敬之

舟橋周造 小泉良圭

宮代謙吉 宮代新太郎

【国府本郷町】 近藤市太郎 近藤儀三郎

山口兵太郎 伊勢田廣造

【生沢村】 二宮良太郎 二宮貞節

【山下村】 近藤龟吉

【万田村】 出縄善太郎

【高麗村】 伊東尚綱 曾根田重保

高麗邦桓

【山西村】 戸田忠徳 長峰浅吉

【川勾村】 二兄兵之助

【新宿村】 松本鉆太郎 松本唯次郎

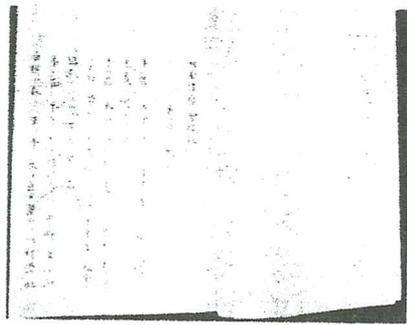
〈愛甲郡〉

【三田村】 井上篤太郎

【妻田村】 川井房太郎

【小野村】 三橋徳太郎

\*太字は今回の資料展で登場した人物(相関図)  
\*氏名は「湘南講学会規約」(明治十四年)より



(湘南講学会規約 第一条総則)

## 近現代史を「読み解く鍵」とは？

単刀直入に、日本の近現代史を、憲法視点から敗戦後の、日本国憲法下の現在に至るまで、三つの時代を経てきたと捉えるべきだと、私は考えている。大日本帝国憲法制定への過程は、国民の憲法論議を保障しつつ（吸収しつつ）進められたのではなく、逆にそれを弾圧し解体したうえに制定されたもので、大日本帝国憲法制定へのプロセスは、自由民権運動解体のプロセスと一体であったことを承認すること、そのことが、歴史を読み解く鍵と思うのである。なぜ？鍵なのか、について言えば、国民主権を目指した運動（自由民権運動）が「主体」を奪われ、国家主権（天皇主権）へと転落した分岐点をなしているという意味においてである。つまり、大日本帝国憲法の制定によって国民が、国家の手段＝臣民化の途がこれによってつくられたからである。自由民権運動は、天皇制の成立によって政治的に敗北した。

### ② 憲法視点からみた近現代史

## 憲法視点からみた近現代史

～憲法視点からの時代区分とその時代の特徴点～

### ① 憲法論議の時代(1868～1889)

近代への移行期に出された憲法草案の代表格。

- ① 30条に及びる人権規定が記されている、天皇人権論の展開。
- ② これらの権利を担保するための抵抗権と革命権を規定。
- ③ 国家からの自由、国家による言論弾圧や個人への干渉を排除。  
(『大日本帝国憲法草案』)

### ② 国家主権の時代(1889～1946)

大日本帝国憲法体制下の戦争と人権弾圧の時代

- ① 国民が主権を奪われていた。
- ② 天皇主権、国民は「臣民」とされ、国家の手段(道具)とされた。
- ③ 人権弾圧と言論弾圧がおこなわれていた、監視社会。

### ③ 国民主権の時代(1946～現在)

国民主権時代の到来。基本的人権の尊重・主権在民・平和主義

- ① 国家(天皇)主権から国民主権への転換(理念)が実現した。
- ② 人権規定が復権された。基本にある原理＝憲法の尊厳。
- ③ 「自由民権」規定の復権。

湘南社「憲法論議」の時代

新しい時代の到来は憲法論議をもつてはじめられた

明治のはじめ国会開設運動に端を発した自由民権運動は、神奈川の地においても大きなうねりをつくり出した。神奈川県下では三多摩地方を含め100を超える民権結社が成立し運動を展開した。

民権結社「湘南社」は、大住・海綾両郡の郡長であった山口左七郎を社長に迎え、明治一四年に活動を開始し、活発な学習啓蒙活動を行った。その成果の一つが「湘南社の憲法論議」と称される講学会の学習レポートであった。該博な知識と明晰な論理性、すぐれた説得力をもって人民主権論を展開した猪俣道之輔、宮田寅治の代議政体論などの、湘南社社員たちの憲法論議は、当時の私擬憲法草案などの憲法草案に比べても引けをとるものではなかった。

その特徴を一言でいうとすれば、当時の始どの憲法草案が「君民二元論」をとっているのに対して湘南社の憲法論議では、明確な「人民主権論」の一元論をとっている

ことである。湘南社では、「五市市憲法」などの憲法草案の作成には至っていないが、憲法を構成する基本原則についての学習と論議が活発かつ熱心に行われていて、その論者の違いはそれぞれの論議によってさらに深められていった。

週二回行われていた「原書輪読」と「訳書講読」は、討論を含めて活発なものであったろうと想像される。これらの憲法論議は、日本国憲法草案の作成に至らなかったとはいえ、かれらの運動の遺産は敗戦後の、大日本帝国憲法に代わって制定された日本国憲法の基本理念にしっかりと受け継がれている。

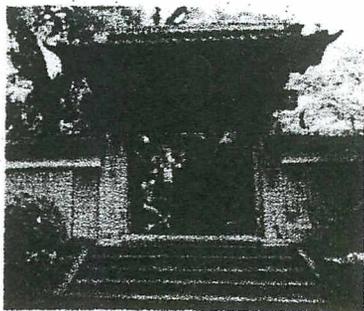
日本の近現代史は、憲法論議と民権結社が展開した憲法論議の時代から大日本帝国憲法下の戦争の時代、そして、戦後の日本国憲法制定下の現在に至る三つの時代を経てきたが、帝国憲法制定への道程は、国民の憲法論議を保障しつつ進められたのではなく、逆にそれを弾圧し解体したうえに制定されたもので、大日本帝国憲法制定へのプロセスは、自由民権運動の解体のプロセスと一体であったことが、歴史を読み解く鍵といえるだろう。

いま、わたくしたちは自由民権運動を源流にもつ日本国憲法の存在意義と、自由民

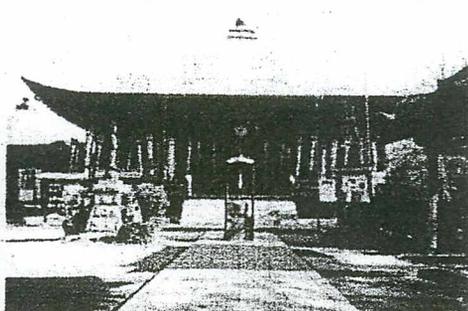
権運動の復権と顕彰を、つとめて捉え、と共に、かつて活発に行われた「憲法論議の時代」を振り返り、その遺産を糧として、わたくしたちの後へ続く後世へと託す、未来へのメッセージとしたい。

岩崎稔(事務局)

【代表的な演説・学習会場】



大福寺(伊勢原市)



光明寺(通称 金目観音堂 平塚市)

④ 自由民権運動の解体は何をもたらしたか

〔自由民権運動の解体は、  
何をもたらしたか？〕

- ☞ 国民が主権を奪われた。
  - ☞ 「戦争と人権抑圧の時代」であった。
  - ☞ 国民が国家(天皇)の手段(道具)となった。
  - ☞ 平和的生存権と「戦争放棄」(平和主義)放棄
- 注 自民党改進黨案の特徴
- ☞ 平和主義から「戦争する国」へ。
  - ☞ 天皇の元首化と「国民主権」の後退
  - ☞ 義務規定の拡大=義務が人権に優先。

⑤ 自由民権運動の復権は、いかになされたか

〔自由民権運動の復権は、  
いかになされたか？〕

- ☞ 国民主権の到来。基本的人権・主権在民・平和主義。
- ☞ 「奪われた人権規定」の復権。
- ☞ 国民主権の回復。
- ☞ 平和的生存権と「戦争放棄」(平和主義)

注 鈴木安蔵(1904~1982)

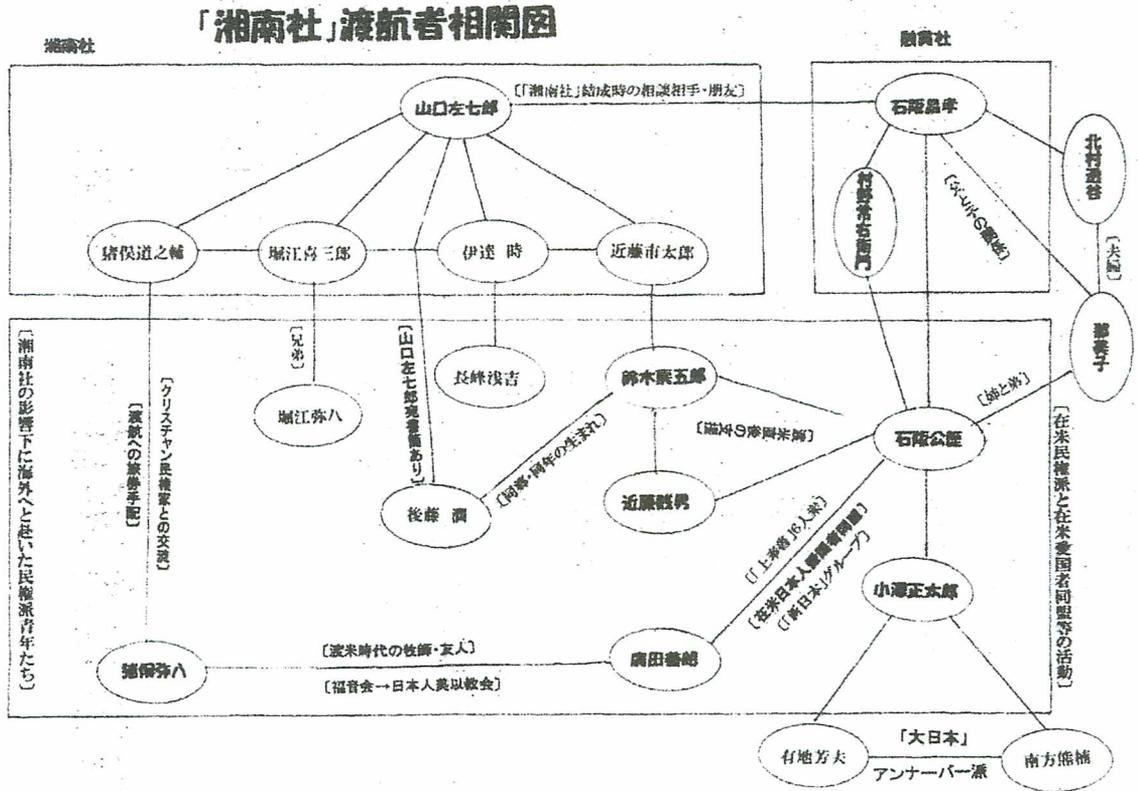
- ☞ 日本国憲法の間接的な起草者。
- ☞ 日本国憲法の「原型」とされる「憲法草案要綱」の作成者。

⇒ 国民主権時代の到来。基本的人権の尊重・主権在民・平和主義

① 国家(天皇)主権から国民主権への転換(理念)が実現した。② 人権規定が復権された〔個の尊重〕。③ 「自由民権」規定の復権。

〔本題での話～「湘南社」探索～「海外へと夢を馳せた明治民権期の青年たちの群像」～資料と解説〕

資料① 「湘南社」渡航者相関図



〔関連資料～「海外渡った近郷の若き民権派青年たち」〕

海外へ渡った近郷の若き民権派青年たち

番号	氏名	現出身地	渡航年・年齢	渡航地	渡航目的	帰国後の経歴等	没年齢
1	鈴木 勇五郎 (1861年～1934年)	大磯町寺坂	1885年(明治18) 24歳	アメリカ	勉学	1887年8月 「東西文明比較論」著す	1893年 33歳
2	後藤 潤 (1861年～1889年)	大磯町寺坂	1885年(明治18) 24歳	ハワイ (官約移民)	事業	1889年10月28日 現地で非業の死 (移民の先駆け)	1869年 28歳
3	長峰 浅吉 (1862年～1917年)	二宮町山西	不明	アメリカ	大学 留学	不明 湘南社講学会員 弁士	1917年 55歳
4	堀江 弥八 (1869年～1935年)	伊勢原市 西富岡	1888年(明治21) 19歳	アメリカ	勉学	牧師 大塚教会受洗 堀江豊三郎末弟	1835年 67歳
5	近藤 健男 (1867年～1927年)	平塚市山下	1885年(明治18) 18歳	アメリカ	事業	日米貿易の先駆者 雑誌「太陽」編集主任	1927年 60歳
6	小澤 正太郎 (1867年～1920年)	伊勢原市 西富岡	1887年(明治20) 20歳	アメリカ	専門学校 講師	ミシガン大学「大日本」発行者	1920年 53歳
7	石坂公彦 (1868年～1944年)	町田市 (旧多摩郡 長津田村)	1886年(明治19) 18歳	アメリカ	事業 家の再興	在米日本人愛国同盟結成 「新日本」発行 石坂昌孝(父) 北村透谷(義弟)	1944年 76歳
8	猪俣 弥八 (1866年～1902年)	平塚市金目	1881年(明治21) 21歳	アメリカ	勉学	牧師補助 在留日本人支援 帰国排斥運動 現地で凶弾に倒れる	1902年 35歳

資料② 探索の出発点 鈴木房五郎墓碑

〔鈴木房五郎墓碑文〕裏面

君姓名曰鈴木房五郎甚右衛門第二子也以文久元年九月三日生明治十四年本縣師範科卒業教授郷校十八年六月慨然航于米國勞役之餘修學不倦人称其堅忍爾來追君之跡者頻々相踵廿年六月罹疾歸國廿六年四月廿二日没享年三十有三君為人寡言沈毅敬事上帝常優學生之薄志總行欲以身矯正之雖志業不終其興起人心警鐘後生者固非鮮少也所著有東西文明比較論兒増之助欲建碑慰魂余深惜君之玉碎者叙其概

明治二十七年四月

尊文 近藤市太郎

〔読み下し文〕

君、姓名ヲ鈴木房五郎ト曰フ。甚右衛門ノ第二子也。以テ文久元年九月三日ニ生ル。明治十四年、本縣ノ師範科ヲ卒業シ郷校ニ教授ス。十八年六月、慨然トシテ米國ニ航ル。勞役之餘、修學ニ倦ナズ。人其ノ堅忍ヲ稱フ。爾來、君之跡ノ者頻々相踵グ。廿年六月、疾ニ罹リ歸國ス。廿六年四月廿二日没ス。享年三十有三。君、為人寡言・沈毅。上帝ニ敬事シ常ニ優ル。學生之薄志・總行、身ヲ以テ之ヲ矯正セント欲ス。志業終ラズト雖モ、其レ人心興起シ、後生ヲ警鐘スル者、因ヨリ鮮少ニ非ザル也。著ス所、『東西文明比較論』ヲ東ム。兒増之助、建碑・慰魂ヲ欲ス。余、君之玉碎ヲ惜ム者。因テ其ノ概ヲ叙ス。

明治二十七年四月

尊文 近藤市太郎

資料③ 石阪公歴のアメリカ便り

○公歴と近藤・鈴木との接点～公歴渡米時の接点～

〔公歴のアメリカ便り〕

1886年(明治19)

12月2日、公歴出国、渡米の為出港。(18日の航海)

12月20日、サンフランシスコに着く。翌日21日、近藤、鈴木の家を訪問。

近藤、鈴木らは、スクールボーイ生活。鈴木、リンコルン語学校2級生。

12月27日、オークランドにて。鈴木近藤小島皆壮健なり。

1887年(明治20)

2月中旬より鈴木、風邪に罹る。

4月1日。鈴木の入院・療養生活。教員の見舞い。

1885年(明治18)

6月、鈴木渡米。

1887年(明治20)

6月、鈴木帰国(墓碑)。\*石阪公歴は、鈴木帰国後、『新日本』に係る。

(関連資料)

## 石阪公歴(1868~1944)

多摩郡野津田村(現町田市)出身。自由民権運動の指導者だった石阪昌孝の長男。

北村透谷と結婚した石阪美那の弟でもある。

在京の民権家たちのリーダーで、1886(明治19)年12月に渡米し、在米日本人愛国同盟を結成、西海岸で日本政府批判の新聞「新日本」を発行し、のち開拓にたずさわるが1941(昭和16)年に日

米戦争がはじまると日本人収容所に入れられ、マンザナ収容所で亡くなった。享年76。



**かつて神奈川県に編入されていた多摩の青年民権家のリーダー石阪公歴は、邦字新聞「新日本」の発行人で、その中心的な活動家であった。1886年(明治19)の渡米時には、鈴木房五郎や近藤賤男らとの交流を深めていたことで知られている(公歴のアメリカ便り)。**

(解説)

石阪公歴から「在米日本人の民権運動」への関心の移行⇒展開の仕方。

そこから、さらに邦字新聞「新日本」の関係者探察へ～石阪公歴をめぐる人物の相関関係。

⇒廣田善朗から小澤正太郎「大日本」への関心の移行した。

## 資料④ 近藤賤男

しずお

### 近藤賤男 (1867~1927)

慶応3年(1867)7月26日、海綾郡山下村(現平塚市山下)に生まれる。明治16年(1883)万田学校(思文館支校)を卒業後、上京して中村正直の同人社共立学校で学ぶ。明治17年11月15日、神田鷺屋で行われた石阪公歴主催の読書会に参加。

明治18年渡米。翌年12月、渡米してきた石阪公歴を鈴木房五郎と共に世話する。渡米後、近藤はボストン大学、ニューヨーク大学、コロンビア大学等で学び、文学修士の称号を得る。

アメリカでは日米貿易の復興に尽力。米国家業家と組合を設立。明治29年帰国。帰国後、日米貿易商社を設立。日米商工教会では「日米通商雑誌」を発行。のち雑誌「太陽」の対外編集主任。昭和2年、ニューヨーク市マンハッタン区で病没。享年60歳。



## 〔関連資料〕 鈴木房五郎の人物像

### 〔展示の注目点〕

注目点 在米日本人の民権運動と「湘南社」  
を結び付けた人物～石阪公歴の相関関係～  
鈴木房五郎(1861~1893)

文久元年(1861)9月3日、大磯町寺坂に生まれた。明治14年(1881)湘南講学会に加わり、同年、師範学校を卒業後、思文館支校万田学校で教師となり、明治18年6月渡米を果たした。

しかし病気に罹り明治20年6月やむなく帰国し、病床のかたわら「東西文明比較論」を著したが、明治26年4月22日33歳の若さで亡くなった。



鈴木房五郎の墓

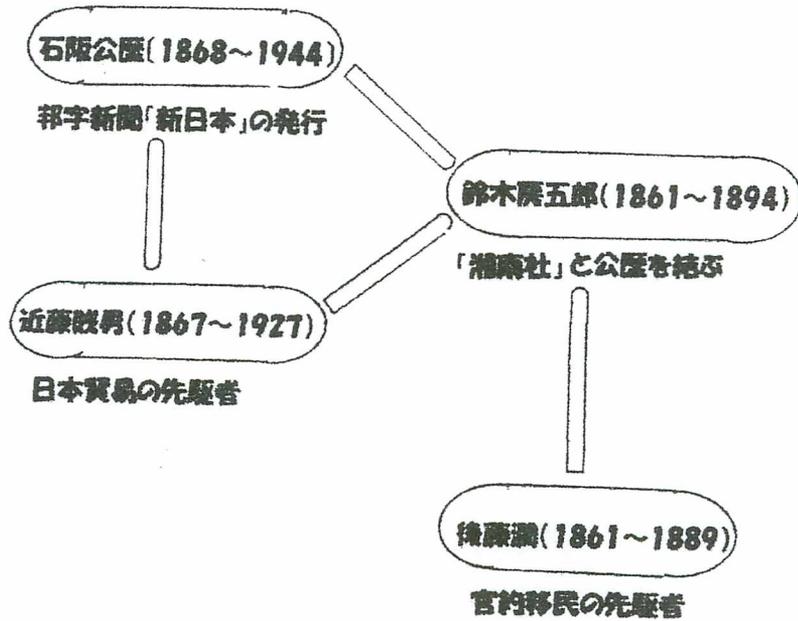
石阪公歴に「鈴木ハ一等上/人物ナリ」と称せられ、のち肺炎に罹りやむなく帰国し、病床のなかで「東西文明比較論」を著し、公歴渡米直後、誰も説明し得なかったエレベーターの仕組み等を彼に教え、西欧文明の本質を説いた房五郎は、他方で、アメリカとハワイ、そして日本を結ぶ先駆者たちの親友でもあった。

アメリカ・ハワイ・日本を結ぶ

## 黎明期日本の先駆者たち

～交流と移民、貿易の歴史⇒日米交流史・移民史～

### 相関関係図

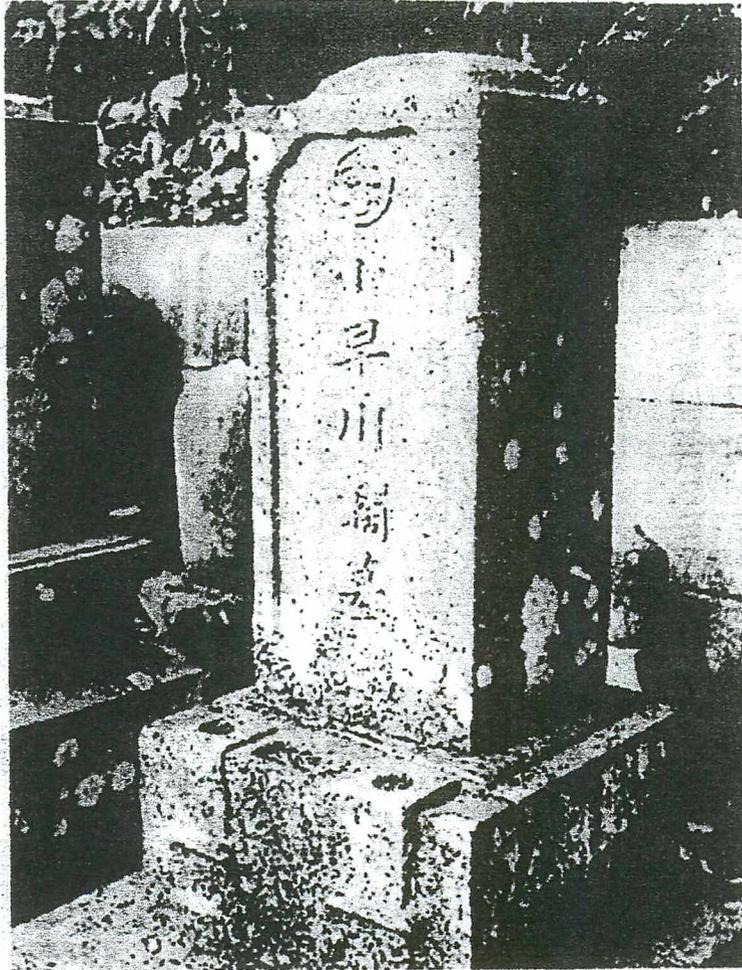


〔解説〕「湘南社」探索の過程

⇒鈴木房五郎から「アメリカ便り」の石阪公歴を通して、近藤駿男へ

他方で、寺坂村の同郷・同年令の友人、後藤潤への探索の移行へ。  
資料⑤ 後藤潤墓碑

## 大磯町寺坂の小早川勝蔵墓碑



墓碑銘文

君諱潤舊稱勝蔵本姓小早川有故冒後藤氏父伊右衛門母府川氏以文久元年九月十四日生兄弟六人君即其伯也自幼英敏尤善書明治十二年為大住瀨綾郡署雇員後轉神奈川縣廳雇員十八年承本邦労働人監督之命航于布哇翌年有所感辭職專從商業而為我労働人竭力不毫讓前却為其國兇徒所戕歿實廿二年十月廿八日也聞者莫弗悼惜況於其父母昆弟乎建碑以表焉惜當然也銘曰斃仁死義自古所尊厥身雖滅厥名則存 友人 鈴木房五郎撰弁書

## 後藤潤(小早川勝蔵)墓碑

### 鈴木房五郎撰文の強調点

我が労働人の為に力を<sup>つく</sup>竭して毫も譲らず、却て其の國の凶徒の爲に財産を奪われ没す。

(訳)

我が労働人のために最善を尽くし少しも譲らなかったため、却って其の國の凶徒によって戕殺される所となった。

銘に曰く、仁に<sup>たお</sup>斃れ義に死す、古へ自<sup>いにし</sup>り<sup>と</sup>麻の<sup>ちよん</sup>身を貯尊し、麻の名を滅すと雖も即ち存す。

(訳)

仁を貫いて倒れ、義を貫いて命を落とす。これは昔から最も人の尊んできた人の生き方である。潤氏の肉体は滅んだが、氏の名が朽ちることはない。

## 展示の注目点

後藤潤の真の物語は、ある意味、彼の没後から始まったとも言える。後藤潤リン千事件はそのことを問いかけている。その歴史は、日本人移民者たちの「ハワイ日系人の復権へのたたかい」のように思える。

### 〔後藤潤リン千事件の背景と本質を問う〕

- ①後藤潤リン千事件は、「閉に閉ざされた時代」〔背景＝白人による人種差別に基づく抑圧社会そのもの、日本との戦争の時代〕があった。
- ②その「沈黙を破る時代」としての、後藤潤復権と顕彰の時代が、到来した。
- ③その後藤潤復権と顕彰に尽力した人たちの記念碑こそが「後藤潤記念碑」であった。

〔関連資料〕 後藤潤の再評価へ～沈黙の時代から「義人また英雄」へ～

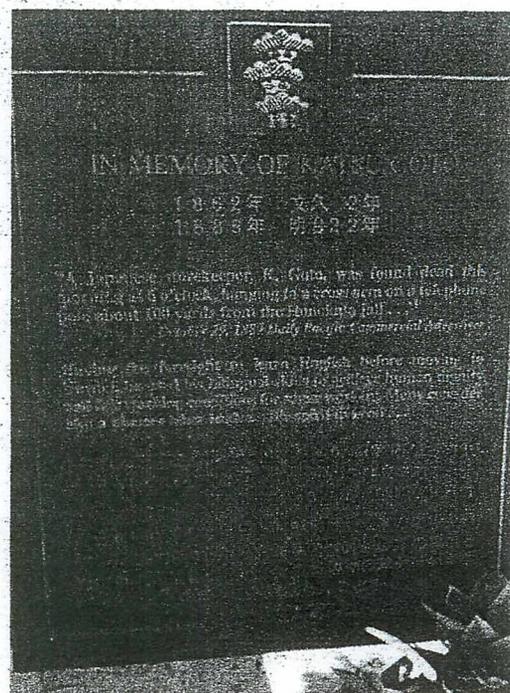
## 後藤潤の再発見と再 評価へ～沈黙の時 代から「義人また英 雄」へ～

### 〔碑文の英文訳〕

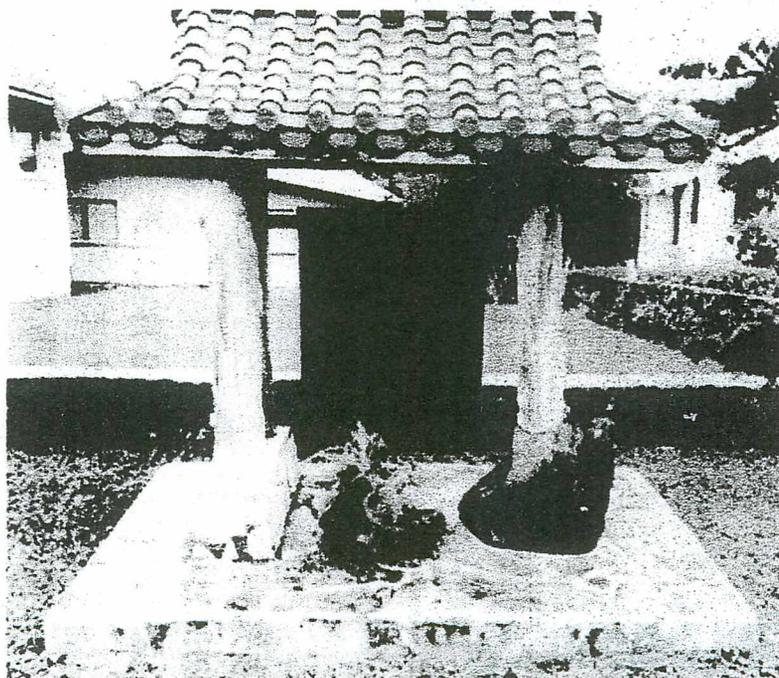
後藤潤を記念して 1862～1889

「日本人商店主 後藤潤氏は、早朝6時に、ホ  
ノカア物置所から約 100 ヤードの電柱に吊る  
されて死亡しているのが発見された・・・」

「テイラー・バシフィック・コマーシャル・アドバイ  
ザー」1889年 10月19日



## 後藤潤記念碑



ハワイに渡る前に英語を習得する先見の明があり、語学力を駆使して砂糖黍業労働者のために、人間としての尊厳と公正な労働条件を達成しようとした。多くの人々は彼をパイオニア的な労働界の指導者とみている。彼の精神の永遠ならんことを…。

1994年 12月10日 カツ・ゴトウ記念碑  
委員会 委員長ジツオ・コタケ

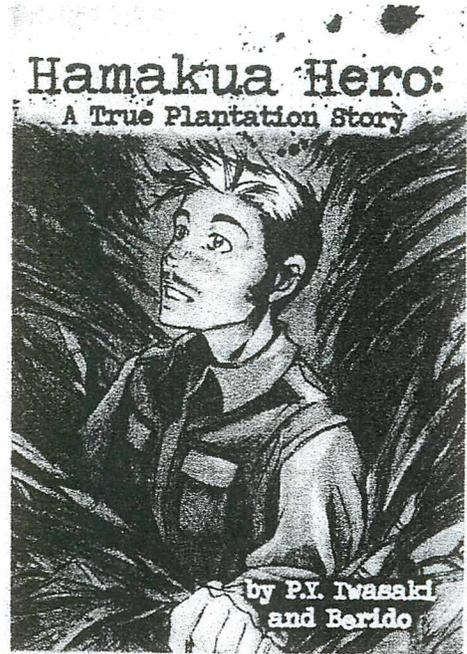
〔記念碑建立のもう一つの側面〕

消えゆく砂糖黍フランテーション社会の歴史と文化に対する「誇り」として捉えようとした人々のアイデンティティをシンボリックに示しているといえよう。

出典 堀江里香著「ハワイ日系人の歴史的変遷 アメリカから蘇る「英雄」後藤潤」(彩流社・2022・6・30刊)より。

〔関連資料〕

本の中で～義人また「英雄」とされた後藤潤



資料⑥ 猪俣弥八探索～「湘南社」の影響下に海外へと赴いた青年である点

⇒その根拠としての猪俣道之輔の「弔文」～その渡米時代の弥八～

猪俣 弥 八 の 生 涯 享年35

【略 歴】		【アメリカでの生活】	【国内・世界の主な動き】
1868 元	猪俣興右衛門とマサの次男として金目村に生まれる		* 戊辰戦争(～69) (アメリカ南北戦争61～65)
69 2			
70 3	弟松五郎生まれる		
71 4			
72 5			* 後藩置県、日清修好条規、 (ドイツ帝国成立)
73 6			* 字賦
74 7			* 徴兵令、地租改正条規、(普仏戦争)
75 8			* 民権議院設立の建白書、台湾出兵
76 9			* 愛国社、江華島事件、護国社・新聞紙条規、
77 10			* 農民一揆激化、日朝修好条規
78 11			* 西南戦争、立志社建白
79 12			* 三新法(郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則)、竹橋事件
80 13			* 伊東希元、男子被差字舎(私益・善福寺境内)開設、府県会開設
81 14		相州民権の時代	* 第三回地方官会議・神奈川県議傍聴(13名)、国会開設運動口火
82 15			* 「湘南社」創立(8/5)大槌、自由党、国会開設の動議、松方財政
83 16			* 立憲改進黨、壬午軍乱 (韓境伊三回同盟)
84 17	この頃、大磯の花街にて遊び放蕩。		* 金目観音堂満説会(1/5)
85 18	(その後、キリスト教・東西の書物に触れる)		* 秩父事件、自由党解散、一色騒動・私法山騒擾、(清仏戦争)
86 19	猪俣弥八、猪俣道之輔、宮田寅治ら7名受洗(10/15)	ハリス、ハワイ・米本土西海岸の日本人移住者を対象としてメソジスト監督協会伝道事業・織川翁・洗礼	
87 20	兄・国治、横浜美以教堂で宣教師コレルより受洗		* 保安条例 (仏領インドシナ運邦成立)
88 21	弥八、貨物船で渡米。渡航費用百円。(2月)	栗川貴一の信任として日本人メソジスト教会牧師に河辺が就任、秋山・伴ら入信、* 市制・町村制公布(69施行)	
89 22			* 大日本帝國憲法発布
90 23	兄・国治病没	カリフォルニア高等学校入學、	* 第一回帝國議會

## 知られざる民権派青年 猪俣弥八の生涯

(西暦)	(年令)	(主な事項)
1868	1	猪俣與右衛門とマサの次男として金目村(平塚)で生まれる
69		
70	3	弟松五郎生まれる。
81	14	(湘南社創立、相州の民権運動さかん)
83	16	(1月、金目観音堂にて民権家による演説会、聴衆多数、女性も参加)
84	17	この頃、大磯の花街にて遊び、放蕩暮らし。
85	18	(その後、キリスト教教や欧米の書物に触れる)
86	19	猪俣弥八、猪俣道之輔、宮田寅治ら7名、受洗。
87	20	兄・国治も横浜美以教会堂にて宣教師コレルより受洗。
88	21	弥八、貨物船にて渡米。渡航費用百円。
89		
90	23	カリフォルニア高等学校入学。
93		(若き松岡洋石、渡米)
95	28	ハカビル村日本人教会牧師の補助員。「娼家排斥運動」に挺身。
98	31	この頃、弥八、「伴事務所」訪問。松岡洋石、オレゴン州立大学入学。
99	32	弥八、オレゴン州立大学入学
1901	34	弥八、オレゴン州立大学卒業。伴事務所雇用。ワイオミング支店長。
2	35	弥八、殺害(ワイオミング州イエローストーン河畔)。
1904		猪俣弥八墓碑建立(金目) 弟・猪俣松五郎(建立) 伊東希元(撰文) 猪俣道之輔(書)

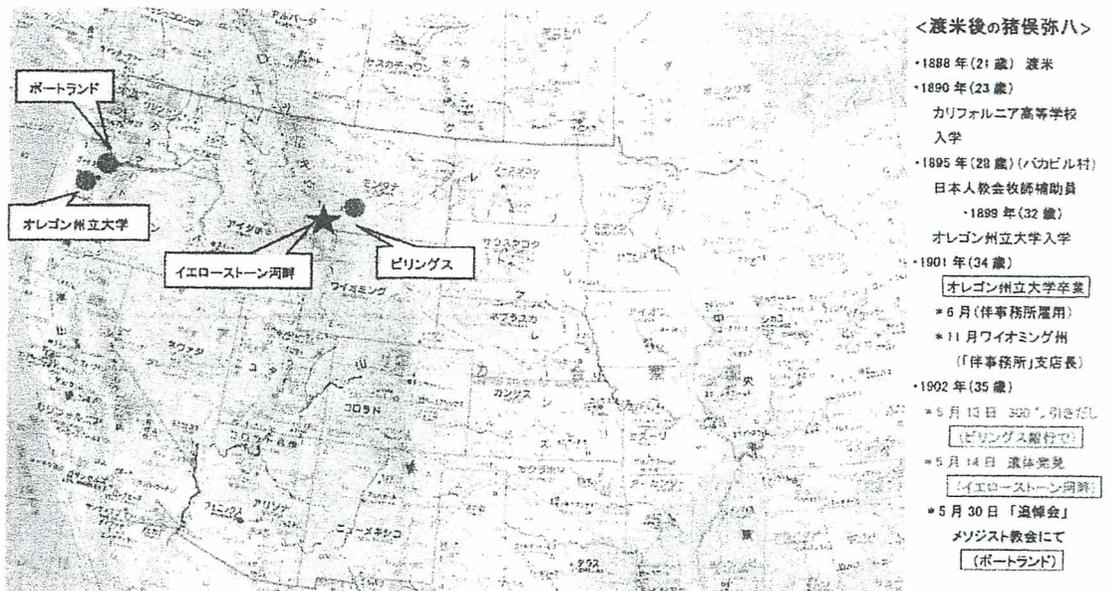
### 【殺害事件の概要】1902(明治35)年

5月13日	弥八、ビリングス銀行(モンタナ州)に立寄り、現金350ドル引き出す。 その後、ポートキャスターに向うが、行方不明。 ワイオミング州黄石(イエローストーン)河畔において殺害。
5月24日	遺体発見
5月30日	ポートランド・メソジスト教会にて「伴氏母堂と猪俣氏の追悼会」 (関澤牧師の司会)。来会者60余名。
6月24日	伴新三郎から猪俣松五郎宛書簡届く。
8月	追悼集『落葉』刊行

91	24				*足尾銅毒事件 (シベリア鉄道起工)
92	25			中内光則、バトリックヘンリー訳書『独立基業』バトリック編理(植民地政策学の書)刊行	
93	26			松岡洋右、産米。(9月)	
94	27				*日清戦争 (甲午農民戦争)
95	28			バカビル村日本人教会牧師の補助員として『排家排斥運動』に挺身。	
96	29				(船籍、国号を大韓帝国に改称)
97	30				
98	31	弟・松五郎、金目村役場書記		松岡、オレゴン州立大学(夜間部)入学。この頃、『伴事務所』へ伴を訪ねる。*残板内閣、森法法施行	
99	32	弟・松五郎、金目村収入役に就任		弥八、オレゴン州立大学入学。「三奇楼」生活開始。中内光則、カリフォルニア州立大学卒業。	
1900	33				*治安警察法、北清事変、立憲政友会結成。(義和団事件)
1	34				*八幡製鉄所
2	35	弥八、殺害される		弥八、オレゴン州立大学卒業。6月、伴事務所(事務員)雇用。11月ワイオミング州「伴事務所」支店長に	
3	36				*平民社創立
4	37	弥八墓碑建立。伊東希元撰文、猪俣道之輔書 *日露戦争		【1902(明治35)年 弥八殺害の経緯】 (5/14)弥八、ピリングス銀行に立寄り、現金350 <sup>0</sup> を引出した。その後、行方不明。 (5/24)州費河河畔に於いて殺害(顔でうたれる犯人は日本人)。 (5/24)弥八の遺体発見。 (5/30)ポートランド・メソジスト教会にて「伴氏母堂と猪俣氏の追悼会」が行われる(関係牧師の司会)、来賓者30余名。 (6/24)伴事務所から猪俣松五郎宛書簡が送られる。 (8月)追悼集『殉業』刊行。	

〔関連資料〕海外での足跡

「追悼集」に見られる弥八の主な足跡(アメリカ中西部-オレゴン・モンタナ州・ワイオミング州など)



\*地図は「新詳高等地図最新版」(帝国書院発行)より作成

### 〔関連資料〕猪俣道之輔の「弔文」

〔猪俣弥八祭式における弔文〕祭文（亡友猪俣弥八君追悼）

維レ時明治三十有五年十一月十五日、某謹テ誠ヲ致シ喪ヲ叙シ亡友猪俣弥八君ノ靈ニ告グ、嗚呼君ハ余ガ益友ナリ、君已ニ逝ク、復来期ナシ、悲ヒ哉、初メ君ノ米国ニ航スルヤ、曾テ余ニ語テ曰ク、本邦今日ノ趨勢ヲ熟視スルニ、内外ノ多事目前ニ迫レリ、内ニ国会開設ノ議アリ、外ハ條約改正ノ難事アリ、此時ニ当リ海外ニ航シ、彼レノ文物ヲ見聞シ、彼ノ事情ニ通曉セバ、単ニ事故ノ榮達ヲ求ムルノミナラス、又以テ他日国家ニス裨益スル所アラント、余即チ其志ヲ喜ミシ、以テ君ノ渡米ヲ奨励シ、傍ラ其海外旅券下附ノ勞ヲ採ル矣、此ニ於テ乎、君明治廿一年二月八日ヲ以テ横浜ヲ開纜シ遠ク万里ノ異域ニ遊学ス、尔来君カ境遇如何ヲ審ニセスト雖、之ヲ時々ノ通信ニ徴シ、其幾多ノ辛酸苦学想像スルニ余リアリ、君性沈着浮華ニ趨ラス故ニ、能ク十数年ノ久シキ学ニ就キ、其徳ヲ修メ其才ヲ琢キ、諄々トシテ倦マス、以テ其大成ヲ期ス、然リ而シテ今ヤ学成リ業修リ、進テ世ニ飛セント欲シ、隅々実業ニ従事スルノ際、遽然不慮ノ厄運ニ遭遇シ、空シク其身ヲ殞ス矣、嗚呼何ソ不孝ノ甚シキ、豈君ノ不孝ノミナランヤ、抑又拳族朋友ノ不孝ナリ、況ンヤ君ノ博識有為ノ才学ヲ以世ニ在ラシメハ、国家ヲ裨補スル敢テ疑ヲ容レス、某之ヲ思ヒ彼ヲ考フレハ、感悼追慕ノ情措ク能ハス、涕洟キテ声咽フ而已（のみ）、嗚呼呼魂、若シ靈アラハ我カ微衷ヲ思ヒ、尚クハ饗ケヨ、

猪俣道之輔

明治三十五年十一月十五日

再拜啓敬首

資料① 猪俣弥八相關図

## 〔猪俣弥八人物相關図〕

雇用主

支店長に推挙  
(ワイオミング州)



深い交流・影響

追悼集『雅葉』に  
英文寄せる

## 日本人メソジスト教会による生活支援

— ハリスの宣教時代 (1882~1904) ⇒ 太平洋沿岸・ハワイ在住日本人社会 —



ハリス夫妻

(弥八にとって信仰上の父母)

メリアン・コルバート・ハリス  
(1846-1921)

明治期の日本人クリスチャンに大きな影響



フローラ・ベスト・ハリス  
(1850-1909)

ハリス婦人、「土佐日記」英訳

### メソジスト教会の牧師たち

- \* 1893年 ポートランドに「メソジスト教会」創設 (榊新三郎)
- \* 「メソジスト教会」とは
  - ・日本では「美以教会」とも言われる
  - ・18世紀英国ではじまる
  - ・メソジスト (Methodist) とは  
メソジズム (Methodism) に生きた人々や  
その運動から発展したプロテスタント教会・教派に  
属する人々。現在、米国では信徒数が2番目に多い。
  - ・規則正しい生活 (メソッド) を推奨。
    - \* ミッションスクール・病院建設
    - \* 貧民救済、社会福祉にも熱心
  - ・例 メソジスト派ミッションスクール (青山学院、関西学院など)



關澤 謙之助 (不詳)

弥八にとって兄のような存在



木原 外七  
1865-1932



中村 忠康  
1871-不詳

- ・工藤 隆太郎 (不詳)
- ・濱田 善朗 (1868~不詳)
- ・岸本 常吉 (不詳)

## 平塚・金目の民権家たちと横浜海岸教会

— 自由民権運動（民権結社・湘南社）とキリスト教の影響⇒弥八の出発点 —

————— 弥八の家族・「横浜海岸教会」にてキリスト教入信



猪俣松五郎（弟） 金目村村長など歴任  
1879-1941 盲人学校運営に尽力

- ・猪俣 与右衛門（父） 明治20年6月21日 受洗
- ・" ま さ （母） 明治20年6月21日
- ・" 国 治 （兄） 明治20年12月4日
- ・" 弥 八（本人） 明治19年 受洗（19歳）
- ・" 松五郎（弟） 明治20年6月21日（18歳）
- ・猪俣 ふ じ（松五郎妻） 明治22年1月20日
- ・猪俣 ふ き（祖母） "

————— 横浜海岸教会牧師

横浜海岸教会



初代・稲垣 信（あきら）  
1843-1926



二代・細川 對（きよし）  
1854-1932  
民権運動の指導者



日本最古のプロテスタント教会  
(J・Hバラによる)  
1875（明治5）年創立  
横浜市中区日本大通 78

————— 影響を与えたおもな民権家たち



宮田 寅治  
1854-1938  
クリスチャン民権家



猪俣 道之輔  
1855-1940  
クリスチャン民権家



伊東 希元  
1837-1910  
大磯善福寺住職

## 伴商会による就労支援事業

—1890年代～1910年代・米国西部での新線建設と鉄道網の熟成期—

### 「伴商会」→北米日本人移民のための斡旋事業

・主には鉄道工事請負、貿易商、林業

### 「伴商会」の規模（鉄道路線と支店網）

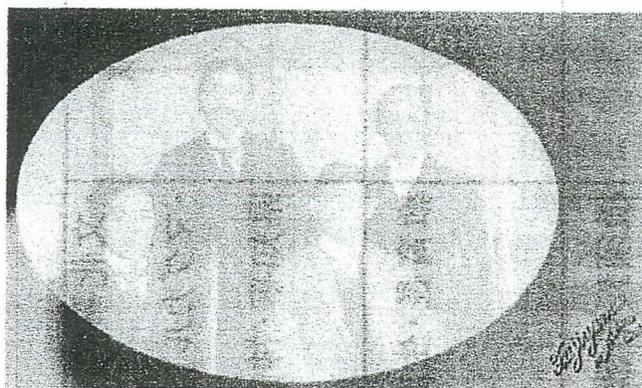
- ・本店（ポートランド）
- ・支店（コロラド州デンバー含む5店、東京・大阪店）
- ・鉄道路線（1904年には6大線路に拡大）
  - アストリカ線（海岸）、南太平洋線（沿岸）、
  - オレゴン単線及びバーリング線、サンタフェ線、
  - コバリス線（大陸横断）



伴 新三郎  
(1853-1926)

- ・旗本次男に生まれる
- ・維新後、榎本武揚の教えを受ける
- ・岩倉使節団に随行（1871-73）
- ・1883年 外務省勤務
- ・1887年頃ハワイ領事館書記官
- ・安藤太郎・ハワイ総領事
  - ・伴の上司、榎本と戊辰戦争を戦う
- ・伴、ホノルル時代に受洗  
(この頃、外務大臣 榎本武揚)
- ・1893年 伴メソジスト教会創設  
(ポートランドにて)

### 伴商会に雇用されたオレゴン州立大学の友人達



(遺品とともに送られてきた集合写真・後列左が弥八、前列の一人は松岡か)

(『北米日本人移民の架け橋』より)



米田 実  
1878-1948  
弥八と同級



松岡 洋右  
1880-1946  
弥八の一級上

梅田 寛 (不詳)

- ・弥八の一学年下
- ・弥八の親友
- ・「追悼集」に多く執筆

資料(文献)紹介 福音会沿革史と邦字新聞沿革史は「在米日本人史」を握む2つの柱。

⇒「在米日本人史」(340～349頁)

⇒「邦字新聞」(505～514頁)

資料⑨ 廣田善朗(関係年表)

## 廣田善朗の生涯〔年表〕

### 〔生涯の時代区分〕

廣田善朗の生涯は、およそ四つに区分される。渡米前の「広島時代と東京時代」における自由民権運動の時代、渡米後の前期に当たる在米日本人愛国同盟の時代、最後の第三の時期は愛国同盟脱 脱退後の「牧師時代」及び「牧師引退後の晩年の時代」の、四つの時代区分に分けられる。

### 〔廣田善朗の生涯(1865～1948)〕

廣田善朗は慶応元年(1865)2月3日、父廣田庫三、母トヨの次男として広島市宇平田屋町六十一番地(現中区本通り)に生まれた。明治19年(1886年)11月、兄文則、東京に転居。善朗はその前に上京したか。

- ① 渡米前の広島時代と東京時代(1865～1886)〔21年間〕
- ② 渡米後の愛国同盟時代(1886～1893)〔7年間〕
- ③ 牧師時代(1892～1936)〔44年間、その間、トシとの結婚のため帰国か〕
- ④ 牧師引退から病没迄(1936～1948)〔12年間〕

### 1 渡米以前の時代(広島・東京時代)

⇒まったく、知られていない。広島・東京時代の時期及び民権運動との関わり。

〔仮説〕①漢学を頼山陽の孫に学ぶ。

②青山学院の前身「東京英語学校」で学ぶ。長男瑞穂も青山学院進学。

### 2 渡米後の愛国同盟時代～アメリカから日本政府批判の展開～

1886年(明治19)政治亡命者として渡米。在米渡航者の邦字新聞発刊の時代背景。

1887年(明治20)9月8日、邦字新聞「新日本」の発刊に関わる。

同年 10月10日、「上奉書」6人衆の一人。

〔仮説〕①「世界の魁」発刊に関与。

②「東洋の灯」発刊に関与。

1887年 愛国同盟総会で廣田「新聞事務」に選出(『第十九世紀』41号)。

確認事項⇒渡米後、大学(哲学・神学科)卒業のち神学校(ガレット及びカゴ)に進学的事实。  
文献調査必要。

### 3 牧師生活時代～善朗の目の向けところの転換～

1893年2月13日、根岸甲子太郎と共に愛国同盟を脱退。

同年 フレズノ日本人美以教会牧師。

1895年9月～1897年9月、ポートランド日本人美以教会牧師  
1902年6月3日、イリノイ州エバンストンよりの弔文書簡が廣田善朗より届く。  
1903年2月4日(時点)青山学院に英語教員として勤務。  
1905年9月、サンフランシスコ日本人美以教会牧師着任。  
(1902年6月以降～1905年8月以前、日本帰国期間)  
1912年1月25日(時点)、オークランド・サンノゼ日本人美以教会牧師  
1917年9月13日、ハワイ伝道とハワイ日本人美以教会牧師  
1923年1月1日(時点)、サクラメント日本人美以教会牧師  
同年 9月10日、ワパト日本人美以教会に転任。  
1927年10月4日、デンバー日本人美以教会に着任。  
1936年9月9日(時点)、シアトル日本人美以教会牧師

#### 4 牧師引退から病没迄

1936年9月14日～11月6日、廣田善朗引退記念伝道。  
1937年10月24日、廣田牧師伝道45周年大演説会。  
1939年 全米キリスト教大会で40年以上勤続表彰。  
1940年2月、漢詩「老友会、巷の参謀本部」  
1941年1月1日、漁村の曙(漢詩)  
1945年(昭和23)11月18日死去。享年83。

〔註〕 廣田善朗の在米日本人会での活動及び「新聞等の人物評」を追加。

#### 〔善朗の家族にみる在米日本人史～トシとその子どもたち〕

⇒日米開戦(1941年)後の在米日本人に対する状況の変化、どうか変わったか。

日米両国にみる在米日本人の家族史。「馬鹿な戦争」(トシの言葉)。

明治14年 善朗の妻トシ誕生 明治34年 東京音楽学校オルガン科卒業

明治36年(1903年)和田トシ、廣田庫三の次男廣田善朗と結婚

明治37年(1904年)8月4日、長男廣田瑞穂「北米合衆国に於いて出生」。

明治38年(1905年)8月まで、善朗日本在住。トシの渡米時期(1905年～1906年)

明治39年(1906年) サンフランシスコ大地震、トシ一時日本帰国。

明治40年(1907年) 次男美穂誕生(日本で出産)

明治42年(1909年) トシ、二人の息子を連れてアメリカに帰国。数年間、アメリカに住む。

⇒その後、トシは二人の子どもを連れアメリカから日本に帰国する。

⇒長男、青山学院、次男、麻布中学に入学。

大正11年(1922年) 瑞穂単身、アメリカの善朗のもとに赴く。この時点から二人の息子は別々に暮らす。

昭和2年(1927) 善朗次男美穂、東京高等工業学校建築科卒業の後、第一師団から陸軍省に入省。

昭和14年(1939年) 美穂、満州に単身赴任。トシ、満州国新京へ渡航。息子美穂、南京への

単身赴任。

昭和20年(1945年)1月、善朗から和田秀豊宛てに書簡送られてくる。発信地ユタ州トパツ。

同年 平壤へ疎開。同年トシ死去。平壤郊外の滝山墓地に埋葬。享年65。

昭和23年(1945年)11月18日、善朗死去。83歳。

## 海を渡ったもう一つの若者群像

### 〔4つの活動拠点と活動内容〕

- ① **オークランド派** 石坂公歴・畑下熊野・中島半三郎・廣田善朗 「新日本」・「世界の魁」
- ② **サンフランシスコ派** 菅原伝・福田友作 愛國有志同盟会・「第十九世紀」・「自由」・「革命」・「愛國」
- ③ **アンナーバ派** 福田・橋本義三・南方熊楠 小澤正太郎 「大日本」 「珍事評論」
- ④ **福音会派** 美川貫一 大沢栄三・丹森太郎 「福音会会報」・演説討論

資料⑩ 邦字新聞「新日本」と「上奏書6人衆」

### 「新日本」第8号及び宮内省宛上奏書等(廣田善朗関係)

#### ① 1887年(明治20年)～1888年(明治21年)「新日本」(廣田善朗加担)

1887年(明治20年)7～8月の条約改正交渉問題の表面化をきっかけに、日本国内では大同団結運動が盛り上がり、アメリカ西海岸の日系人社会にも政治熱が高まります。サンフランシスコの対岸、オークランドで発行された邦字の政論紙「新日本」は、そのような動向を代表するものでした。第1号は9月8日に発行され、翌年2月13日発行の第16号まで続きました。7号まではコンニャク版印刷、8号以後は孔版印刷にかわり印刷部数も増えました。現在は、この第8号の所在しか確認できませんが、これは和歌山県東牟婁郡の田原慶吉が所持していたものを、発行人だった山口熊野(ゆや)がもらい受け、東京帝国大学明治新聞雑誌文庫へ寄贈したものです〔解説『自由民権』〕。

#### ② 1887年(明治20年)「新日本」第8号(11月18日発行)

總理大膳ノ訓示ヲ讀ム 雜報 本国通信〔別紙〕

總理大臣ノ訓示ヲ讀ム(『新日本』第8号)の5つの要点

1887年11月18日の邦字新聞『新日本』から、その主張点を探ってみた。

- ① この記事の作者は、まず、第一に、「君主政治というものは、ややもすると、有司専制に陥り易い」と指摘し、有司専制は、人民を抑圧する方便として、「君命」とか「聖意」とかの言葉を持ち出してくるが、それは「聖天子をして衆怨の府」とならしめるものだ、と主張する。

② 中国の漢末期の「十常侍」を事例に引き、「十常侍、権力を握り、己に従う者には重官を与え列候に列し、己に逆らう者は之を殺戮した」が、このような政治は、国を亡ぼす結果をつくり出すものだ。いまの内閣は、「上意を矯め、下情を蔽うも甚だしい十常侍の跡に類するも甚だしい」ものだ。

③ 第三に、作者は「広く会議を興し万機公論に決すべし」とした五箇条の御誓文を取り上げる。「此の五事を以て国是とし万民保全の道を立て我国未曾有の変革を為さん」としたのにも拘わらず、現政府は、「聖勅に基づき立憲政体を組織する期」が目前に迫っているのに、それを為そうとせず、しかも、この「立憲政体の大義」を忘れるばかりか「国体の大事国家の難事にして国民をして私議するを得ず」として、国民の参与を否定するとまで言い出す暴言を吐いている。「国民をして国政に参与せしめ」「公議輿論を裁酌して以て善美なる憲法を制定し万民保全の道を全うする」ことが、いま必要だと主張し、有司専制政府の為していることを糾弾批判している。

④ 第四に、作者は、現政府が行っている行政政策一般のことに触れて、それは「干渉主義の政策」と言い、その弊害を指摘する。これらは「監督とか保護」の名目で行う進歩の停滞をもたらすものと指摘。その政府の教育政策も「不羈独立の志を消殺せんとする」もので、教育における民間軽視と「官立」優先の画一主義は、許しがたい。また「勸業政策」についても、「民益」を損なう「国利優先」政策だと指摘している。政府の政策を特徴づけて「保護を以て偏愛となし干渉を以て威福となす」ものと、糾弾している。さらに、政府の進める中央集権制は「一国の財貨と知識とを吸収し中央都会の勢力を強大にする一方で、「地方の事業を弛廃し、行政をして萎靡敗壞に帰せしめるもの」と指摘し、さらに中央集権の弊害は、義務ばかりで人民の権利を認めないもので、その例として「兵役の義務」を挙げている。これらの政策は「彼有司の心事虎狼よりも甚だしと云うべし」と結論づけている。

⑤ 第五に、「欧米と相對し国を守り、民を護り能く社稷を全うせんと欲する」なら、何よりも必要なのは「全国人民の意見」即ち輿論、公議が不可欠で、「海陸の兵備など何の用をなさん」と指摘し、国家の主権を守るのは、「輿論公議に外ならず」と指摘し、「十常侍の官を売り、民を害し、君を欺き、上を罔するを責めん」と、一文を結んでいる。

### ③ 1887年(明治20年)「上奏書」(10・10)提出事件と「言論集会の自由」(解説)

サンフランシスコの対岸のオークランドで、明治藩閥政府攻撃の邦字新聞『新日本』が創刊されるのは、1887年(明治20)9月8日のことだが、以後翌88年(明治21)2月13日の第16号まで、約5ヶ月間、月3回のペースで発行された。その内容は「日本内地の新聞紙が掲載し得ざる如き事柄をも憚り無く報道するに由り、或筋にてハ之を危険」(『絵入自由新聞』)とみ、来るたびに発売頒布禁止処分をうけるような過激な新聞であった。内務大臣山県有朋は「米国ニ於テ発行スル新日本ト題スル新聞紙ハ、治安ニ妨害アルモノト認ムルヲ以テ、新聞紙条例二十一条ニ拠リ、自今内国ニ於テ発売頒布ヲ禁止シ、其新聞紙ヲ差押フベシ」との内務省令(第2号)を出している。どのような文面が「治安ニ妨害」あるのか、その詳

細においては、本物の新聞が僅かに一号だけしか発見されていないこともあって、つかみきれていない。ただ報道された裁判言渡書（藤野雅己氏「オークランドの『新日本』新聞の基礎的研究」）から、その一部を垣間見ることができる。たとえば明治政府に対しては「薩長暴政府」（『新日本』第7号・1887年11月8日）とか「聖慮を矯め民心を圧し、暴令専抑」（『新日本』第7号）ふりを批判している。その表現の最たるものは、天賦人權を「速ニ其権理者即ち社会員に還付」しないなら、「吾人ハ天賦の権利を取戻すの手段を施さるべからず」といって、「革命」（『新日本』第5号）という切り札を出している。

このように『新日本』発行者グループは、専制政府打倒・転覆までを射程に入れた鋭いメッセージを、はるか海を越えた異郷の地から発信し続けていた。この発信基地ともいえる新日本社には、畑下熊野（山口俊太のこと・和歌山県）、石坂公歴（神奈川県、現東京都）、中村半三郎（群馬県）、田村政次郎（長野県）、片庭趙作（栃木県）、廣田善朗（広島県）ら6人衆がいた。この6名を代表として、1887年10月10日、1通の「上奏書」（「めざまし新聞」）が作成された。

「米國在留日本人ハ我國の形勢に就て感ずる所あり、二千余人の連署を以て憂世慷慨の上奏書を草し、今回の便船にて之を宮内省へ上奏したりと云ふ、其全文ハ桑港発兌の新日本と云へる新聞紙に記載しあれど、条例に抵触する恐あるを以て、茲に掲載を見合す」これは『朝野新聞』の記事（明治20年11月1日付）である。2000人以上もの署名を集めたという「憂世慷慨の上奏書」は、宮内省へ提出された。新聞紙条例等に引っ掛かるというので朝野新聞紙上には公表されなかったが、ほぼ次のような内容であった（新井勝紘『国立歴史民俗博物館研究報告』549～553頁）。

#### ④ 「新日本」グループの宮内省宛上奏書(写)

草莽ノ臣等ハ尊嚴威重ヲ冒瀆シ、敢テ瓠莛ノ言ヲ奏シ、少シク陛下ノ採択ヲ仰ガントス、今ヤ陛下嘗明文武ノ資ヲ以テ大政ヲ総覽シ、万機ヲ親裁シ、衆庶覆戴ノ恩波ニ浴ス、臣等凡庸匪劣ニシテ其才識毫モ取ル所ナキモ、幸ニ陛下ノ隆遇ニ遭遇シ、幼ニシテ史ヲ讀ミ古今ノ治乱ヲ鑑ミ、長シテ四方ヲ周遊シ海宇ノ形勢ヲ究ムルコトヲ得、報國ノ志死シテ後止ム、荷モ包懐スル所アレバ焉クンゾ之ヲ陛下ニ具陳セザルニ忍ビソ、陛下曩キニ神明ニ誓ヒ大詔ヲ換発シ、立憲ノ政体ヲ創立シ万機ヲ公論ニ決シ、來ル二十三年ヲ期シ国会ヲ開設シ、以テ万世不拔ノ基礎ヲ定メントス、是実ニ陛下ノ素志ニシテ明火ヲ觀ルガ如シ陛下ノ臣民タルモノ此聖詔ヲ聴キ誰力歆悦抹舞シテ聖斷ニ答フル事ヲ勉メザランヤ、（不明）然リ而ルニ頭ヲ昂ゲ目ヲ敢テ……………考察シ、臣等大ニ疑フ所ノ者アルナリ、ホ來國勢益陵替シ、言論愈塞シ、國家ノ元氣日一日ヨリ衰へ、廢疾沈痾ノ人病ニ臣トシ居ナガラ其終リヲ待ツガ如キナリ、豊陛下ノ聰未ダ徹セサル所アリ、明未ダ達セザル所アルカ、陛下試ニ民間ノ実情ヲ察セヨ、公議何クニ在ル、輿論、國家ノ利害、民人ノ休戚、施政ノ得失ニ関セル者アルヲ聞ケルカ、在野ノ志士亦陛下ニ奏スルニ此語ヲ以テセル者アルカ、是果シテ危急突迫ニシテ奏聞スベキ事ナキカ、今ヤ国会開設ノ期、其間相距ルコト兩載ニ過ギス、慷慨忠義國ヲ思フノ士、集合團結縱横辯論以テ國是ノ在ル所ヲ決定スベキ時

ニシテ、経営奔走之力予備ヲナス之レ暇アラサルベキニ、委靡姑息ニシテ振ハズ、因循僻  
怠ニシテ興ラザルコト如此、臣等窃ニ陛下ノ素志埋没埋滅シテ行ハレザランコトヲ恐ル・  
ナリ、長大自堪フベケンヤ、古ヨリ亡朝敗国ノ事跡史乘ニ徴スルニ、未ダ必ズ其君主ト人  
民トノ過失ニアラズシテ、常ニ君主選任スル所ノ有司ノ貧婪縦恣、私利ヲ囿リ言論ヲ杜絶  
シ、国家ノ元氣ヲ削剥シ以テ已ニ便セルノ致ス所ナリ、臣等陛下ノ聖明万々此事ナキヲ  
信ズ陛下ノ素志下ニ行ハレズ、民人ノ望ム所上ニ違セザルニ至リテハ、臣等其罪ノ掃スル  
所アルヲ知ルナリ、彼ノ有司ノ畏揮スル所ノ者ハ何ゾヤ、日ク集会ナリ、日ク言論ナリ、  
苟モ以テ民人ノ思想ヲ吐露シ、国家ノ元氣ヲ暢達シ之ヲシテ其權勢ヲ専ラニシ、其籠絡ヲ  
擅ニシ鷗張虎視ヲ逞フスルコト能ハザラシメタル者、皆條例ヲ設布シ之ヲ制限シ、只一滴  
ノ水一縷ノ髮其間ヲ漏洩センコトヲ憂フルナリ、嗚呼、彼有司何人ゾヤ陛下ノ拔擢シテ  
大政ヲ委託スル人ニアラズヤ、民人ノ待ンデ以テ安全堅固ナリトナス所ノ者ニアラズヤ、  
何為レゾ幾多ノ條例ヲ設布シ公議輿論ノ辯駁ヲ免レントスルヤ、陛下何事ゾ此二三有司  
ヲ曲庇陰護センガ為メ幾千万ノ民人ヲ遺棄セントスルヤ陛下亦何ヲ苦ンデ公明正義ヲ  
以テ自ラ許スノ人ヲシテ枉テ曲庇陰護ノ名ヲ受ケシメントスルヤ、彼等其党類ヲ引拔シ朝  
廷ニ充（ママ）満シ意向少シク己レニ異ナルモノヲ見レバ、即チ之ヲ〇出ス、枢要ニ列ス  
ルノ士、警ヘバ（カ）杖ニ立ツノ馬ノ如ク、一タビ躑ケバ退ケ去ラル、慷慨忠義國ヲ思フ  
ノ士、上朝廷ニ容レラレズ、下又其言論ヲ制限セラル、若シ今ノ有司ヲシテ今ノ勢ニ乗ジ  
今ノ政ヲ行ヒ、其ノ轍ヲ易ヘ其轡ヲ返サ父レバ、豊ニ只夕倅々輕薄ノ人、朝廷ヲ遠離スル  
ノミナランヤ、臣等亦將ニ大ニ計ル所アラントス陛下試ニ之ヲ古今ノ史乘ニ照シ之ヲ海  
宇ノ形勢ニ徴セヨ、社 550 自由民権期における在米・在布日本人の権利意識 会秩序ノ素  
乱スル、国家治安ノ動揺スル、常ニ敦レノ邦國ト執レノ時ニ在ルヤ、又之ガ原因タルモノ集  
会言論ヲ制限セザルニ由ルカ、集会言論ヲ制限セルニ由ルカ、人民豊ニ悉ク  
（ママ）輕躁乱ヲ好ムノ徒ナランヤ、豊ニ悉ク利害是非ヲ辨別スルノ識見ナカラン乎（中略）  
（ママ）今ヲ措テ治セサレバ病將ニ膏盲ニ入ラソトス、伏テ翼クハ集会言論ノ制限ヲ弛ベ、  
慷慨忠義國ヲ思フノ士ヲシテ勃然奮起、国会開設ノ準備ヲナシ、国家ノ元氣ヲ暢達スルコト  
ヲ得セシメヨ、実ニ衆庶万世ノ福ナリ、臣等奏スル所固ヨリ聖明ノ万一ヲ裨補スルニ足  
ラザレドモ、区々ノ熱衷已マント欲シテ情止ム能ハズ、臣等ノ陳述セント欲スル老此レ特ニ  
其小ナル者ノミ、其大ニシテ国家ノ利害、民人ノ休戚、施政ノ得失ニ関スル者ニ至リテハ、  
此ニ繼テ奏聞セントス

明治二十年十月十日

在米國 中島半三郎 印  
田村政治郎 印  
片庭 趙作 印  
石坂 公歴 印  
廣田 善朗 印  
山口 俊太 印

## 〔展示の注目点〕

**注目点** 熊楠を「新日本」に結びつけた人物は、小澤正太郎とされている点。

## 小澤正太郎と熊楠〔3つの注目点〕

1. 小澤は、熊楠の研究を含め、熊楠の求めているものは何かを深く理解したアメリカの熊楠の大切な友であった。
2. 1886年頃から愛国有志同盟に小澤や福田と共に参加した橋本義三は、1888年にアンナーバーに来る。オークランドの「新日本」の影響を受けた人たちが、アンナーバーに来たことで熊楠の意識も大きく変わった。
3. 小澤正太郎は、熊楠の友人の一人として「大日本」や「珍事評論」で、多く触れられている。

### 〔解説〕アンナーバー派

1888年、小澤正太郎や福田友作、橋本義三ら、オークランドの「新日本」の影響を受けた人たちが、アンナーバーのミシガン大学へ移って来たが、ちょうど同じ時期に南方熊楠に出会い意気投合、やがて南方の友人茂木虎次郎・堀尾権太郎を含め「大日本」という手書き回覧新聞をつくったが、間もなく「大日本」とは別に「珍事評論」を発行した。在米民権家との接触や交流は南方熊楠に大きな影響を与えた。

### 〔熊楠の仲間たちのミシガン時代〕

南方熊楠	1888・11～1891・4
小澤正太郎	1888・12・21～1891・9・14
橋本義三	1888・9～1890・7
福田友作	1888・～1890・10

# 小澤正太郎のアンナー時代

## ～熊楠と小澤正太郎が共に過ごした時代～

### 1 アンナー時代の小澤正太郎

小澤正太郎は、アンナー時代の南方熊楠の親友で、熊楠の最大の理解者であった。熊楠を最も理解し、応援を惜しまなかった。

⇒熊楠の個人発行新聞「珍事評論」(1・2号)に登場。

⇒アンナー派(橋本義三・福田友作・小澤正太郎ら)新聞「大日本」を発行。

### 2 小澤正太郎とその生涯

(小澤正太郎書簡～史料⑦・⑧(矢野論文))

- 史料① 1883年(明治16年)9月20日〔伯父小澤勘左衛門宛〕
- 史料② 1885年(明治18年)2月15日〔父元右衛門・伯父勘左衛門宛〕
- 史料③ 1885年〔明治18年〕6月12日〔伯母小澤チヨの元右衛門宛〕
- 史料④ 1886年(明治19年)1月5日〔父元右衛門宛〕
- 史料⑤ 1886年(明治19年)2月12日〔父元右衛門宛〕
- 史料⑥ 1886年(明治19年)6月29日〔小澤隠居の小澤チヨ宛〕
- 史料⑦ 1890年(明治23年)5月31日〔家族宛書簡〕
- 史料⑧ 1890年(明治23年)6月27日〔家族宛書簡〕
- 史料⑨ 1890年(明治23年)7月31日〔橋本義三の勘左衛門宛〕
- 史料⑩ 1890年(明治23年)8月1日・6月27日
- 史料⑪ 1890年(明治23年)8月6日〔家族宛書簡〕
- 史料⑫ 1890年(明治23年)8月18日〔橋本義三の勘左衛門宛〕
- 史料⑬ 帰国後の正太郎の母イク・中村宛書簡

## 〔小澤正太郎～熊楠のアナーバー時代の友人〕

### 〔はじめに～熊楠のアナーバー時代に焦点〕

⇒小澤は熊楠にとって特別な存在(矢野論文)

熊楠のアナーバー時代(1888・11・17～1891・4・29)

⇒21才から24才:自由と高貴を享受した時期

## 〔小澤正太郎の経歴〕

### 〔出生から幼少時代〕

1867年9月7日、大住郡西富岡村(現伊勢原市西富岡)の豪農小澤元右衛門・イクの長男として出生。富岡学校⇒伊東希元の男子敬業学舎に通う⇒1883年9月18日、慶応義塾に入学。

### 〔東京での学生時代〕

史料② 1885年2月15日書簡

⇒下宿先のこと・在京生活の様子 精算学舎で算術を学んでいたこと 三田英学校に入学する心積りでいる事 東京大学受験を考えていること 「朝鮮事件後」のこと 新聞を実家に送る際の暗号が記されている。

〔注① 東京在学時に反政府系新聞発行に関与〕

1887年5月20日付「毎日新聞」第1面最上段の「特別広告」(石阪公歴・小澤の渡米通知記事)⇒小澤と公歴との交流があったか。

〔注② 小澤は、熊楠を民権運動に繋いだ人物のひとりと考えられる有地芳太郎と同じ時期に慶応義塾に在籍していた〕。

〔注③ 熊楠書簡⇒「有地の無に女郎買づれ、又南方の旧友也。今自由新聞にあり」⇒有地と親しい交友関係にあったことが窺える。

〔注④ 有地芳太郎⇒熊楠の「竹馬の友」。

〔注⑤ 1885年・1886年東京大学受験⇒2回目の受験を前にアメリカ留学は「不埒千万」と渡米に反対される。

〔注⑥ 小澤の渡米動機。

### 〔アメリカ留学時代〕

〔注⑦ 1890年5月31日(史料⑦)・1890年6月27日(史料⑧)⇒ミシガン大学で法学上の学位取得、博士号授与を目指し進学。

〔注⑧ 『大日本』の回覧新聞⇒1889年2月4日付「日記」奥付に小澤の名あ

り。

〔注⑨ 橋本義三 1886 年頃、愛国有志同盟に小澤、福田友作らと参加。

〔傳國、その後〕

〔注⑩ 「自由新聞」の創刊に関与⇒1893 年 7 月「自由新聞」と改題。

いくつかの法律学校〔中央・明治・日本・慶応・早稲田大学法学部の前身〕等の講師を務めた。

〔注⑪ 卒業後の調査カード〕

1897 年『日本契約法原理』（有斐閣）、1900 年『商法会社編講義』（構法会出版部）、1902 年『民法講義』（修学堂書店）等の専門書を出版。（米国法律博士）。

1901 年第 25 代当主父元右衛門の他界により家督相続。第 26 代当主となる。

1920 年 2 月 23 日 死去。享年 53。

〔注⑫ 日本自動車株式会社の発起人（小澤）⇒小澤の政財界との交流。

〔小澤家〕

旗本領（水野 500 石）の世襲名主⇒2007 年 5 月国の登録有形文化財。

明治 20 年頃に移築（平塚宿本陣）⇒主屋・表門・庭堀

〔熊楠「日記」からみる小澤との交流〕

〔注⑬ 小澤家保管史料〕

1891 年 6 月 9 日「日記」⇒「小澤正太郎よりマイクロスコープ用ラベルを被贈」

⇒7 月 10 日「小澤氏の女より雲母若干枚」⇒研究用品を提供。

小澤は、熊楠の研究をも含めて熊楠自身をよく理解し、応援してくれるアメリカでの友人だった。

〔熊楠がみていた小澤正太郎〕

〔注⑭ 1889 年 10 月 5 日⇒留学生仲間集まって会食した折に、熊楠が歌った都都逸。

『珍事評論』第 1 号（1889 年 8 月 19 日）フランス革命のダントン（小澤）

『珍事評論』第 2 号⇒『恋娘砕け島台 小澤正太郎の段』（戯曲）。

熊楠のアンナーバーに別れを告げた⇒1891 年 4 月 29 日。惜別晩餐会（5 名）。

〔解説〕

熊楠のアメリカ時代は、熊楠がもっとも「青春を謳歌した時代」で、かつもっとも革新的な意識を抱いた時代であった。それは「熊楠」の人生の出発点・飛躍のための土台を形成した時代といえるだろう。

熊楠が「新日本」新聞社の地方通信員であったことを示す書簡

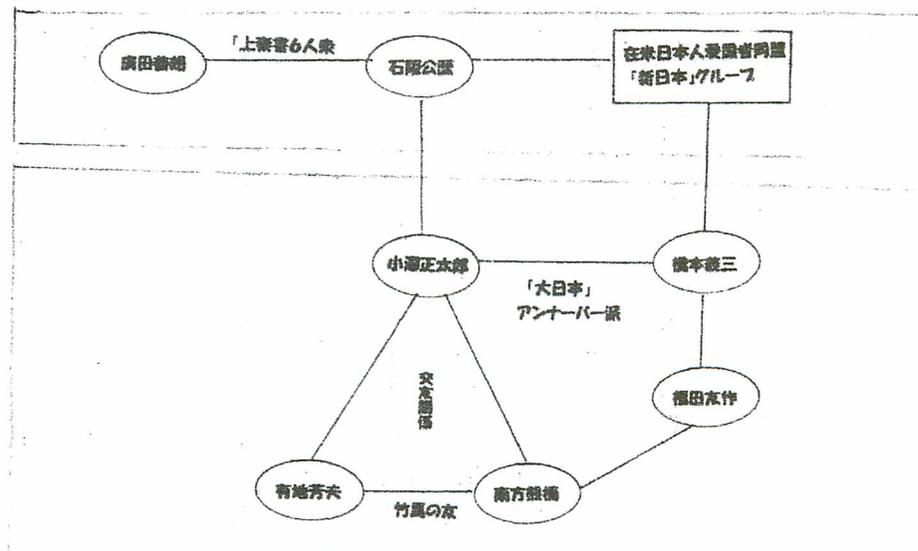
## 南方熊楠宛の「新日本」新聞社書簡

1887年11月21日(田辺市・南方文枝家)

南方熊楠が、ミシガン農業学校に在学中、「新日本」の読者であったことは知られてい  
ましたが、この書簡の発見で、「新日本」新聞社から地方通信員を要請されていたこ  
とが分かった。



## 小澤正太郎アンナーバー時代相關図



資料⑫と⑬ 山口左七郎宛書簡～堀江弥八と長峰浅吉～

# 山口左七郎宛書簡

## (雨岳文庫所蔵)

雨岳文庫データベース(自由民権関係)よりの検索で、長峰浅吉と堀江弥八の書簡が長峰浅吉2通、堀江弥八が3通、合計で5通あることが判明した。ともにアメリカ・サンフランシスコからのものである。

- ①堀江弥八 明治21年(1888年)1月12日
- ②堀江弥八 明治21年(1888年)12月17日
- ③堀江弥八 明治22年(1889年)6月23日
- ④長峰浅吉 明治22年(1889年)1月14日
- ⑤長峰浅吉 明治23年(1890年)1月6日

(作成後書き:配布資料が長くなって、申し訳ございません。  
帰宅してからでも、ゆっくり御覧ください。ありがとうございました)

(資料作成者 岩崎稔) 何かありましたら下記へ連絡してください。

自宅 〒254-0903 平塚市河内53-177

電話 0463-33-8769 携帯 080-2090-8255

<http://www.iwasakiminoru.com>

E-mail : [m.iwasaki@7.so-net.ne.jp](mailto:m.iwasaki@7.so-net.ne.jp)